

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成28年 5月23日（月）

担当課：健康福祉部 介護保険課

件 名：大和市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部改正について											
提出理由：小規模な通所介護事業所が地域密着型通所介護へ移行するにあたり、条例改正について、介護保険サービス審議会へ諮問を行う内容の了承を得るため。											
内 容： 1. 背景等 ・高齢化の進展に伴い、急性期の医療から在宅医療、介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保するため、平成26年6月に介護保険法の改正が行われた。 ・これにより、県が指定している居宅サービスの通所介護のうち、利用定員が18人以下の小規模な事業所のみ、平成28年4月から新たに地域密着型通所介護及び療養通所介護として、市町村が指定・指導することとなった。 ・平成28年2月に、厚生労働省令「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（以下、「省令」という。）が告示されたことから、このたび、大和市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例（以下、「条例」という。）の改正を行う。 2. 条例改正の考え方 ・省令では、「基本方針」「人員に関する基準」「設備に関する基準」「運営に関する基準」が示されている。 ・このうち、地域密着型通所介護及び療養通所介護の基本方針を条例に規定し、他の基準は規則に規定する。	・なお、条例に位置付ける基本方針は、国の基準において、「参酌すべき基準」と定められているが、これまで省令に基づき県が指導してきた経緯があり、特段問題が生じていないことから、本市でも、省令に即して改正を行う。 3. 条例の改正時期 ・地域密着型通所介護及び療養通所介護の開始は、平成28年4月1日とされているが、市町村における条例改正の対応については、1年間の猶予期間が設けられた。それまでの間は省令が適用される。 ・介護保険サービス審議会や市民意見公募手続等を経て、平成28年第3回定例会へ議案提出し、議決後、速やかに公布、施行する。 4. 県内他市の議会提案時期 （政令市以外） <table border="1"> <tr> <td>第1回定例会</td><td>横須賀市※、藤沢市※、南足柄市</td></tr> <tr> <td>第2回定例会</td><td>小田原市、三浦市</td></tr> <tr> <td>第3回定例会</td><td>逗子市、秦野市、大和市、座間市</td></tr> <tr> <td>第4回定例会</td><td>平塚市、茅ヶ崎市※、厚木市、海老名市</td></tr> <tr> <td>時期未定</td><td>鎌倉市、伊勢原市※、綾瀬市※</td></tr> </table> ※の市は省令を全て条例に規定しているが、その他の市は省令の一部を規則に委任している。	第1回定例会	横須賀市※、藤沢市※、南足柄市	第2回定例会	小田原市、三浦市	第3回定例会	逗子市、秦野市、 大和市 、座間市	第4回定例会	平塚市、茅ヶ崎市※、厚木市、海老名市	時期未定	鎌倉市、伊勢原市※、綾瀬市※
第1回定例会	横須賀市※、藤沢市※、南足柄市										
第2回定例会	小田原市、三浦市										
第3回定例会	逗子市、秦野市、 大和市 、座間市										
第4回定例会	平塚市、茅ヶ崎市※、厚木市、海老名市										
時期未定	鎌倉市、伊勢原市※、綾瀬市※										
経 過 H26.6 介護保険法の改正 H28.2 国基準省令の告示 H28.4 地域密着型通所介護及び療養通所介護の創設 （1年間の条例制定猶予期間開始）	今後の予定 H28.6 介護保険サービス審議会諮問・答申 H28.6 市民意見公募手続の実施 H28.9 平成28年第3回定例会へ議案提出 議決後、速やかに公布、施行										